

循環型社会への転換を目指して

第10期鹿沼市分別収集計画

令和4年7月

鹿 沼 市

# 目 次

1. 計画策定の意義 -----	1
2. 基本的方向 -----	2
3. 計画期間 -----	2
4. 対象品目 -----	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み ----- (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 ----- (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) -----	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ----- ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ----- ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込みの算出方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 ----- (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 ----- (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 -----	7

## 第10期鹿沼市分別収集計画

### 1 計画策定の意義

鹿沼市では、行政・市民・事業者がそれぞれの立場において、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用、資源化）の3Rの基本原則に立ち、平成7年度にごみの4種分別を、平成14年7月から5種13分別を、平成20年10月から5種14分別を行っている。また、令和4年10月からは、「危険ごみ」を追加した6種15分別を行い、3Rの推進を図る。

また、平成18年10月から次に掲げる目的に従い、家庭の燃やすごみについて指定袋による有料化を実施し、令和4年10月からは家庭の持込ごみの有料化を行う。燃やすごみの削減と資源物の分別資源化による循環型社会の形成を推進している。

- ① ごみの排出を抑制する。
- ② リサイクルを推進する。
- ③ 減量努力に対する市民間の公平感を高める。

このような中、本市では、第5次鹿沼市環境基本計画（令和4～8年度）の基本目標の一つに「持続可能なまちをつくる」ことを掲げるとともに、鹿沼市第7次一般廃棄物処理基本計画（令和4～13年度、以下「基本計画」という。）のごみ処理基本計画では、行政・市民・事業者が協働してごみの適正な処理と、廃棄物の3Rを推進するとしている。

本計画は、本市における容器包装廃棄物の分別収集を実施するにあたり、基本計画と整合を取り、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条第1項の規定に基づいて策定する。

また、容器包装リサイクル法第8条第4項の規定によりこれを公表し、行政・市民・事業者における容器包装廃棄物の分別収集と減量化等の役割と具体的な方策を示していく。

さらに、容器包装廃棄物の3Rを推進することで資源の有効利用による循環型社会の構築を図るとともに、併せて廃棄物の減量に伴う最終処分場の延命化を目指すものである。

## 2 基本的方向

本市における容器包装廃棄物の分別収集は、容器包装リサイクル法の規定に従うほか、循環型社会形成推進基本法第7条に規定されている3Rの原則に基づく資源循環の順序を踏まえて行うもので、計画における基本的方向を以下のとおり示す。

- ① 容器包装廃棄物の3Rを推進することで資源の有効利用による循環型社会の構築を図る。
- ② 行政・市民・事業者が協働した取組みによる環境負荷の低減を図る。
- ③ 廃棄物の減量による最終処分場の延命化を図る。

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月を始期とする令和6年度までの5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画における対象品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
容器包装廃棄物	6,579 t	6,446 t	6,335 t	6,207 t	6,115 t

## 6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

本計画では、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、行政・市民・事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図り、次の方策を実施する。

(1) 市における方策

① 教育、啓発活動の推進

- ・清掃施設の見学会を通じ、3Rの啓発を行う。
- ・広報「かぬま」、ホームページ等を媒体とした3R、マイバッグ使用によるレジ袋削減の啓発と情報提供を行う。
- ・環境イベントを通じた3Rの啓発を行う。

② 家庭ごみ減量と資源化の推進

- ・リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用、資源化）の3Rを推進する。
- ・市民・団体における資源ごみの分別・集団回収を支援する。
- ・市民におけるマイバッグやマイボトルの利用を促進する。

③ 事業系ごみ減量と資源化の推進

- ・ワンウェイ容器やリターナブルビンの店頭回収を推進する。

④ 鹿沼市版「もったいない運動」の推進

- ・各種団体・事業者と連携し、マイバッグやマイボトルの利用を推進する。
- ・ペットボトルキャップの回収を推進する。
- ・レアメタルの回収（小型家電リサイクル）を推進する。

(2) 市民における方策

- ・ワンウェイ容器やリターナブルビンの店頭回収に協力する。
- ・過剰包装商品の購入を自粛する。
- ・再生品の使用を促進し、使い捨て品の使用を抑制する。
- ・3Rと資源ごみの集団回収に協力する。
- ・マイバッグやマイボトルの利用に努めるとともに、レジ袋無料配布中止の取組みに協力する。

(3) 事業者における方策

- ・発生源における排出を抑制する。
- ・過剰包装を抑制する。
- ・ワンウェイ容器の使用抑制と自主回収・資源化を推進する。
- ・リターナブルビンの店頭回収を推進する。
- ・再生品の使用を促進する。
- ・消費者にマイバッグやマイボトル利用を呼びかけるとともに、レジ袋の無料配布中止等の取組みを推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本計画において分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類は、容器包装リサイクル法及び本市における最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、下表左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は基本計画に基づくとともに、市有の機材、選別施設、民間委託による収集等を勘案し、5種14分別(令和4年10月から6種15分別)としていることから下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分					
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	ビン・缶類					
主として ガラス製の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">┌───┐</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───┤</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───┘</td> <td style="border: none;">その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>		┌───┐	無色のガラス製容器	├───┤	茶色のガラス製容器	└───┘
┌───┐	無色のガラス製容器					
├───┤	茶色のガラス製容器					
└───┘	その他の色のガラス製容器					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック					
主として段ボール製の容器	段ボール					
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装					
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ、めんつゆ、ノンオイルドレッシング等を充てんするためのもの	ペットボトル					
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装					
	白色トレイ					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量  
及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)	
主としてスチール製の容器	129 t		128 t		127 t		125 t		124 t	
主としてアルミ製の容器	177 t		175 t		173 t		171 t		169 t	
無色のガラス製容器	96 t		95 t		94 t		93 t		92 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	96 t		95 t		94 t		93 t		82 t	
茶色のガラス製容器	182 t		181 t		179 t		177 t		175 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	182 t		181 t		179 t		177 t		175 t	
その他の色のガラス製容器	55 t		55 t		54 t		53 t		53 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	55 t		55 t		54 t		53 t		53 t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主として段ボール製の容器	681 t		674 t		668 t		660 t		653 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	172 t		170 t		168 t		167 t		165 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	172 t		170 t		168 t		167 t		165 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	208 t		206 t		204 t		202 t		199 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	208 t		206 t		204 t		202 t		199 t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 443 t		(合計) 438 t		(合計) 434 t		(合計) 429 t		(合計) 425 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	442 t	1.1 t	437 t	1.1 t	433 t	1.1 t	428 t	1.1 t	424 t	1.1 t
(うち白色トレイ)	(合計) 1.1 t		(合計) 1.1 t		(合計) 1.1 t		(合計) 1.1 t		(合計) 1.1 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	1.1 t		1.1 t		1.1 t		1.1 t		1.1 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	1.1 t		1.1 t		1.1 t		1.1 t		1.1 t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

本計画における容器包装リサイクル法第8条第2項第4号で定めるものの量の算出は、直近の平成30年度を含めた過去の分別基準適合物等の収集実績と人口変動率に基づく算出方法を用いる。

また、人口変動率は、第7次鹿沼市一般廃棄物処理基本計画と整合をとり、次のとおり設定する。

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
92,710人 (対前年度比) 99.03%	91,362人 (対前年度比) 98.55%	90,471人 (対前年度比) 99.02%	89,581人 (対前年度比) 98.91%	87,630人 (対前年度比) 98.90%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本計画において収集運搬は委託業者が、選別保管は鹿沼市及び再生業者が下表のとおり行う。

なお、自治会や市民団体などが行っているビン・缶類（スチール製除く）、紙パック、段ボールの集団回収は、これらの団体が引き続き行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集運搬	選別保管等
スチール製容器	ビン・缶類	委託業者 定時収集	鹿沼市
アルミ製容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他の色のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック	委託業者 定時収集	再生業者
段ボール	段ボール		
紙製容器包装	その他の紙製容器包装		
ペットボトル	ペットボトル	委託業者 定時収集	鹿沼市
プラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装		
白色トレイ	白色トレイ	委託業者 臨時収集	再生業者



## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本計画では、ビン・缶類、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装は、鹿沼市ごみ処理施設及びリサイクルセンターで選別・圧縮と保管を行い、紙類と白色トレイは、再生業者が選別・圧縮と保管を行う。

平成18年10月から家庭の燃やすごみを有料化したことによる、ペットボトルやその他プラスチック製容器包装の分別収集量の増加に対応し、ストックヤードの整備等を行ってきた。

今後は、施設の維持管理と合わせ、設備の更新等による施設・設備の適正な運用を図る。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	ビン・缶類	コンテナ容器	パッカー車	ストックヤード
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で十字に縛る	平ボディ車	再生業者
段ボール	段ボール		パッカー車	
紙製容器包装	その他の紙製容器包装		平ボディ車	
ペットボトル	ペットボトル	コンテナ容器	パッカー車	ストックヤード
プラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装	透明又は半透明袋		
白色トレイ	白色トレイ	指定ボックス	平ボディ車	再生業者

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画において、行政・市民・事業者が協働して6の「容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項」で定める方策に従い、市民のごみ減量及び資源化に係る活動等に対し、次の支援を行う。

- (1) 市民等への分別収集に係る広報・普及活動
  - ・広報「かぬま」（毎月1回発行）に分別やリサイクルに関する記事を掲載する。
  - ・ホームページでごみ減量とリサイクル関連の最新情報を提供する。
  - ・リサイクルセンター研修室等を活用し、各種教室を開催する。
  - ・市内の小学校や地域に出向き、ごみ減量・リサイクルに関する出前講座を開催する。
  - ・環境関連団体等が循環型社会の形成をテーマに開催する環境啓発イベント「エコライフ・フェア」を共催する。
- (2) リサイクルの推進
  - ・市内のスーパーや小売店等でのリターナブルビンや白色トレイなどワンウェイ容器の店頭回収を促進する。
- (3) 資源ごみ回収団体の育成と集団回収の促進
  - ・自治会や子供会育成会等の集団回収団体の育成を図る。
  - ・回収団体に報償金を支給し、集団回収を促進する。
- (4) 鹿沼市版「もったいない運動」の推進
  - ・鹿沼市版「もったいない運動」を推進する市民会議「環境活動推進会議」の活動を支援する。
- (5) 進行管理
  - ・本計画の進行管理は基本計画の進行管理の手法に基づき、PDCAサイクルを踏まえるものであるが、計画記載事項の実績確認、記録は統計処理によるチェックが中心となる。
  - ・3年後の計画改定時には、分別収集適合物等収集実績の記録を基に事後評価を行うこととする。